

ソリマチ web 農業簿記システム利用契約書

_____（以下、甲という）と松本ハイランド農業協同組合（以下、乙という）は、「ソリマチ web 農業簿記システム（以下、当システムという）」の利用について、利用契約（以下、本利用契約という）を締結します。

（目的）

第1条 農家における農業簿記記帳の効率化と会計管理の適正化を図るとともに、適時・的確に農業経営に計数管理・分析をおこなうことにより農業経営体質の強化を図ることを目的として、乙が当システムの利用サービスを甲に提供する。

（対象となるシステム）

第2条 乙が甲との信用事業・販売事業・購買事業等に係る取引データを甲に提供し、甲はクラウドサーバ上で簿記記帳を行うとともに、決算処理、および決算書等の作成を行う。また、乙は甲の申告データをもとに農業経営分析の指導および支援を行う。

（利用資格）

第3条 利用者は、原則として、松本ハイランド農業協同組合の組合員かつ、松本ハイランド農業協同組合の青色申告会会員とする。

（バックアップ等目的によるデータの保存等）

第4条 1．乙は、甲が当システムを利用して、乙所定のデータセンターサーバに保存した甲のデータ、その他甲が当システムに関連して乙に提供したデータ（以下、利用者保存データ等という）を、バックアップ等の目的で別の保存用サーバ等に保存し、又は当該利用者保存データ等を複製することができるものとする。

2．前項の規定にかかわらず、乙は、利用者保存データ等について、乙所定のデータセンターサーバとは別の保存用サーバ等に保存し、又は複製する義務を一切負わないものとする。甲が利用者保存データ等につき、乙が当該利用者保存データ等が保存された乙所定のデータセンターサーバ以外の別の保存用サーバ等において保存しなかったこと、若しくは乙が複製しなかったこと、又は乙が前項に基づきバックアップ等の目的で別の保存用サーバ等に保存し、若しくは複製した利用者保存データ等を保持し続けなかったこと等により甲が被った損害又は損失等について一切の責任を負わないものとする。

（利用者情報の利用）

第5条 1．乙は、当システムの利用を通じて取得した甲の個人情報（甲の住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど、特定の個人、法人を識別できる情報）は以下の目的の範囲で利用することを除き、甲の同意なく本利用契約に定める目的の範囲を超えて利用することはできないものとする。

- （1）登録及び甲の同一性確認のため
- （2）甲に対する当システムのご案内のため
- （3）本利用契約に違反する行為への対応のため
- （4）当システムに関する乙の規約、ポリシー等の変更などの通知のため
- （5）合併その他の事由による事業の承継に伴って甲の情報が提供される場合
- （6）システム運営において、メンテナンス作業や改修等で必要な場合
- （7）法律に基づき裁判所、警察等の公的機関に開示を求められた場合

2．乙は、当システムの利用を通じて取得した利用者保存データ等のうち、個人情報を含まない情報については、統計、集計、分析その他の当システムと異なる目的のため乙が利用し、また第三者に開示することができるものとする。

（情報の閲覧）

第6条 乙において「農協管理者」権限を有する者は、本システム内における甲の情報について、システム運営に必要な場合及び経営指導支援に活用する際に限り閲覧することができるものとする。

（暴力団等反社会的勢力の排除）

第7条 甲は、乙に対し、本契約時において、甲（甲が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（契約の解除等）

第8条 1．乙は、甲が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、本契約を解除することができる。

2．乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、甲に損害が生じてもこれを賠償する責を負わないものとする。

(免責事項)

- 第 9 条 1 . 乙および共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、下記により甲に対して生じた損害について乙は責任を負わない。
- (1) システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取り扱いに延滞・不能等が発生したために生じた損害。
- (2) インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む甲の情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害。
- 2 . 乙が本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、乙は該当依頼を甲の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、乙は責任を負わない。
- 3 . 本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保する。乙は、本規定により端末機器が正常に稼動することについて保証・確約するものではない。万一、端末機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、これにより生じた損害については、乙は責任を負わない。
- 4 . 乙が甲に通知したサービスご利用開始のお知らせが郵送上の事故等、乙の責に帰すべき事由によらず、第三者がパスワード等を知り得たとしてもそのために生じた損害については、乙は責任を負わない。
- 5 . 甲が本規定により取り扱わなかったことよって生じた損害については、乙は責任を負わない。

(システム利用の手段)

- 第 10 条 1 . データ保存期間
- 毎事業年度 (個人事業主の場合は 1 月 1 日 ~ 12 月 31 日) の記帳データをその事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から 7 年間保存する。
- 2 . 利用方法
- 利用者が設置したパソコン等により、インターネットを介してクラウドサーバの個人データに対して追加・修正を行う。
- 3 . 利用料金
- (1) 利用料金は毎事業年度単位の 1 年分とし、当年 12 月に徴収する。
- (2) 事業年度途中の契約開始であっても、利用料金は契約開始日の属する事業年度 1 年分とする
- (3) 毎年 11 月末までに利用解除の報告がなされた場合は当事業年度の利用料金の徴収は行わない。
- 4 . 契約解除後の取り扱い
- (1) 毎年 11 月末までに利用解除の報告がなされた場合は、報告日以降、データ保存期間内において閲覧のみ行うことができる

- (2) 毎年 12 月に利用解除の報告がなされた場合は、契約解除日の属する事業年度の確定申告提出期限日まで、当事業年度に関する記帳について当システムを使用することができ、確定申告提出期限日の翌日以降はデータ保存期間内において閲覧のみ行うことができる。
- (3) 第 8 条の規定により契約を解除する場合は、解除後一切の利用はできないものとする。

(契約の有効期限)

第 11 条 この契約は、締結された日から 2 年間とする。ただし、甲より利用解除の報告がない場合は引き続き 1 ヶ年延長するものとし、以後これを繰り返す。

(その他)

第 12 条 上記の内容を変更する場合は、甲、乙協議の上内容の変更を行う。

この契約の成立を証するため、正本 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保管する。

以上の内容について承諾し、契約を締結いたします。

令和 年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所 長野県松本市南松本 1-2-16
氏 名 松本ハイランド農業協同組合
代表理事組合長 田中 均